

# 新潟市制度融資のご案内

## 平成 30 年度 制度融資の主な改正内容

### 設備資金に対する支援の見直し【一般融資の限度額拡充等、あんしん未来資金 廃止】

資金用途の制限が比較的少ない「一般融資」の限度額を現行の 2,000 万円から 3,000 万円に拡充、融資期間も現行の 8 年から 10 年に延長し、より設備投資に取り組みやすい制度とします。

なお、これまで防災や環境などに配慮した社会基盤整備へ利子補給を行ってきた「あんしん未来資金」については、平成 30 年度より廃止します。

区 分	平成 29 年度		平成 30 年度(改正後)	
	融資期間	融資限度額	融資期間	融資限度額
一般融資	1,000 万円以内 7 年以内 1,000 万円超 8 年以内 (うち据置 6 か月以内)	2,000 万円	1,000 万円以内 7 年以内 1,000 万円超 <b>10 年以内</b> (うち据置 6 か月以内)	<b>3,000 万円</b>
あんしん未来資金	1,000 万円以内 10 年以内 1,000 万円超 15 年以内 (うち据置 1 年以内)	5,000 万円	<b>廃 止</b>	

### 保証料補助の見直し【一部融資を除き、小口借入れの補助割合を 50% に】

これまで、300 万円以内の小口借入れに対し信用保証料を全額補助してきましたが、小規模企業者や新規開業者向け融資などを除き、補助割合を 50% とします。

融資額	補助割合	保証対象融資制度
300 万円以内	50%	地方産業育成資金、一般融資・通常枠、設備近代化資金、中小企業振興資金
1,000 万円以内	50%	中小企業資金繰り円滑化借換融資

※この他の融資については、中面の一覧表「保証料補助割合」をご覧ください。

### 経営支援特別融資の融資期間を延長【現行 9 年以内 を 10 年以内に】

前年と比較し売上が減少となった方等を対象とする融資について、返済負担の軽減などを目的に融資期間を延長します。

○経営支援特別融資 融資期間 <現 行> 9 年以内 (うち据置 2 年以内)  
<改正後> 10 年以内 (うち据置 2 年以内)

### 小規模企業者と新規開業者向け融資の限度額の拡充【小規模企業振興資金、中小企業開業資金】

国の「中小企業者の経営の改善発達を促進するための関係法の一部改正」を受け、次の融資の限度額を拡充します。

	平成 29 年度	平成 30 年度 (改正後)
小規模企業振興資金 (障がい者雇用推進枠含む)	融資限度額 1,250 万円	融資限度額 2,000 万円
中小企業開業資金 創業関連保証 (特定創業支援枠含む)	融資限度額 1,000 万円	融資限度額 2,000 万円

#### 中小企業者の範囲

業種	下記のいずれかに該当する法人または個人	
	従業員	資本金
工業等	300 人以下	3 億円以下
卸売業	100 人以下	1 億円以下
小売業	50 人以下	5,000 万円以下
サービス業	100 人以下	5,000 万円以下

#### 小規模企業者の範囲

業種	従業員
工業等・宿泊業・娯楽業	20 人以下
商業・サービス業 (宿泊業・娯楽業は除く)	5 人以下
事業協同小組合	—
協業組合	20 人以下
企業組合	20 人以下
医業を主たる事業とする法人	20 人以下

※無担保無保証人融資及び小規模企業振興資金の対象要件です。

## 新潟市経済部 商業振興課 金融係

〒951-8550

新潟市中央区学校町通一番町 602 番地 1 市役所分館 3 階

電話 : 025-226-1629 FAX : 025-228-1611

E-mail : shogyo@city.niigata.lg.jp URL : http://www.city.niigata.jp/

# 市制度融資一覧表(平成30年4月1日現在)

制度名		融資対象	融資条件					保証料補助割合 ※下記の融資額を超える場合には、保証料補助はありません	利子補給	受付・相談窓口	取 金 融 機 関
			資金使途	限度額	利率(全て固定金利)	期間	担保 保証人等				
(1) 地方産業育成資金		融資対象者(次の要件を満たす中小企業者をいう。以下同じ。) ① 市内に主たる事業所等を有する。 ② 原則として1年以上継続して同一事業を営む。 ③ 信用保証対象業種を営む。 ④ 市税を完納している。	運転資金 設備資金	1,000万円以内	信保付 年1.70% (責任共有制度対象外) 信保付 年1.90% (責任共有制度対象) その他 年2.20%	運転資金 5年以内 設備資金 7年以内 (うち据置6か月以内)	※1 各金融機関の定めるところによる。	300万円以内 50%	—	※2 及び ※3 参照 【裏表紙参照】	第四銀行 北越銀行 大光銀行 秋田銀行 きらやか銀行 東邦銀行 北陸銀行 新潟信用金庫 三条信用金庫 新発田信用金庫 加茂信用金庫 新潟県信用組合 新栄信用組合 興栄信用組合 巻信用組合 さくらの街信用組合 協栄信用組合 三菱UFJ銀行 みずほ銀行 JAバンク新潟県信連 商工組合中央金庫
中小企業特別融資	(2) 一般融資	通常枠 融資対象者は上記①～④と同じ	運転資金 設備資金	3,000万円以内	【5年以内】 信保付 年1.60% その他 年2.10% 【5年超】 信保付 年1.80% その他 年2.30%	1,000万円以内 7年以内 1,000万円超 10年以内 (うち据置6か月以内)	※1 各金融機関の定めるところによる。	300万円以内 50%	—		
	(3) 無担保無保証人融資	融資対象者(上記①～④)でかつ、次の要件を満たす者。 ア. 従業員数20人(商業及びサービス業は5人)以下の法人又は個人等。 ※小規模企業者に限る(表紙面参照) イ. 市民税の所得割(法人の場合は法人税割)について過去2か年分の課税があり、かつ完納している者。 ウ. 信用保証協会の特別小口保証以外の保証制度を利用していない者。						運転資金 設備資金	1,000万円以内		
	(4) 小規模企業振興資金	通常枠 融資対象者(上記①～④)でかつ、従業員数20人(商業及びサービス業は5人)以下の法人又は個人等。※小規模企業者に限る(表紙面参照)	運転資金 設備資金	2,000万円以内 ただし、既存の新潟県信用保証協会の保証付融資残高との合計で2,000万円の範囲内に限る。	【5年以内】 年1.55% 【5年超】 年1.75%	運転資金 7年以内 設備資金 10年以内 (うち据置1年以内)	・信用保証付(小口零細企業保証) ・原則として無担保 ・法人の代表者以外は保証人不要。	300万円以内 100% 300万円超～1,000万円 50%	—		
	(5) 夏期・年末資金	融資対象者は上記①～④と同じ。 (貸付実行期間・・・平成30年度は、夏期6月1日～8月31日・年末11月1日～翌年1月4日)						運転資金	700万円以内		
(6) 経営支援特別融資	融資対象者(上記①～④)でかつ、次の要件のいずれかを満たす者。 ア.最近3か月間における生産額又は売上高が、過去10年間のいずれかの年の同期と比較して10%以上減少しているか、又は前年同期と比較して3%以上減少している者。 イ.最近3か月間における売上総利益、営業利益、経常利益のいずれかが、過去3年間のいずれかの年の同期と比較して3%以上減少している者。	運転資金	3,000万円以内	【5年以内】 信保付 年1.50% その他 年2.00% 【5年超】 信保付 年1.70% その他 年2.20%	10年以内 (うち据置2年以内)	※1に同じ。	300万円以内 100% 300万円超～1,000万円 50%	—			
(7) 中小企業資金繰り円滑化借換融資	新潟市の制度融資(信用保証協会の保証付)の借入残高があり、企業経営の改善が見込まれる者。ただし、融資実行後6か月を経過していない融資及び据置期間中の融資は対象外。 【借換方法は、以下の3通り】 ①経営安定関連保証(セーフティネット保証)による借換え：中小企業信用保険法第2条第5項第1号～第8号のいずれかの認定書(セーフティネット保証に係る認定書)を有していること。 ②危機関連保証(セーフティネット保証)による借換え：中小企業信用保険法第2条第6項の認定書(セーフティネット保証に係る認定書)を有していること。 ③一般保証等による借換え：上記①及び②の利用要件に該当しない場合。	既往制度融資の借入金の返済(事業計画に応じて新規運転資金の借入れ可)	3,000万円以内	年1.65%	10年以内 (うち据置1年以内)	保証協会の定めるところによる。	1,000万円以内 50%	—			
(8) 中小企業開業資金	一般開業	2年以上の職歴を有し、信用保証対象業種を市内で開業する者。 (開業後6か月未満まで利用可)	運転資金 設備資金	500万円以内	【5年以内】 年1.80% 【5年超】 年2.00%	運転資金 7年以内 (うち据置1年以内) 設備資金 10年以内 (うち据置2年以内)	※1に同じ。	【一般開業】 300万円以内 100% 300万円超～500万円 50%	—		
	創業関連保証	市内で1か月以内に事業を開始するか、2か月以内に会社を設立する個人。または、市内で開業後6か月未満の者。	運転資金 設備資金	①創業関連保証(特定創業支援枠) 2,000万円以内 ②創業等関連保証1,000万円以内  (①と②の併用可)	【特定創業支援枠】 【5年以内】 年1.75% 【5年超】 年1.95%			保証協会の定めるところによる。	【創業関連保証】 300万円以内 100% 300万円超～1,000万円 50%	—	
	特定創業支援枠	本市特定創業支援事業(※)を受け、市から証明書を発行された者で、次のいずれかに該当するもの。 <b>※申請時に、市からの証明書を必ず添付してください</b> ア. 市内で6か月以内に創業もしくは6か月以内に会社設立による創業をする者 イ. 市内で開業後6か月未満の者 ※「創業支援事業計画」に掲げる事業のうち、「経営、財務、人材育成、販路開拓」の知識がすべて身につく事業のこと。申請により証明書を市から発行された者が対象。							【特定創業支援枠】 300万円以内 100% 300万円超～2,000万円 50%	【特定創業支援枠】 融資実行後3年間 ⇒利子全額	
創業等関連保証	市内で1か月以内に事業を開始するか、2か月以内に会社を設立する個人。または、市内で開業後6か月未満の者。なお、 <b>開業前、個人として利用する場合は借入額以上の自己資金を有すること。</b>	【創業等関連保証】 300万円以内 100% 300万円超～1,000万円 50%	—								
工業振興資金	(9) 工場等新增設資金	製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業、情報サービス業、機械設計業を営む者又は学術研究機関で、次のいずれかに該当する者。 1. 市内に500㎡以上の事業用地を取得する者。 2. 市内に150㎡以上の生産施設等を有する建物を建設する者。 3. 中小企業でない製造業者については、さらに新設等に伴い雇用者数が20人以上増加すること。	設備資金 (土地・建物等)	必要とする額の75%以内で1千万円以上2億円以内	信保付 年1.65% その他 年2.15%	5,000万円以内 7年以内 5,000万円超 12年以内 (うち据置2年以内)	※1に同じ。	—	—		
	(10) 設備近代化資金	市内で製造業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業を営む中小企業者であって、近代化・合理化に必要な機械設備の導入によって、積極的に経営の近代化を図る者。	設備資金 (機械設備)	必要とする額以内で100万円以上8,000万円以内 ただし、小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく資金の貸付決定を受けた者は別に定める額	ただし、従業員5人以下の会社又は個人については、それぞれ0.05%引き下げた利率			300万円以内 50%	—		
(11) 中小企業振興資金	法定組合に限る。	運転資金 設備資金 転貸資金	組合員数20人以上 10～20人未満 10人未満	1億5千万円以内 1億円以内 8千万円以内	1年以内 年1.475% 1～3年以内 年1.775% 3年超 年1.975%	金融機関の定めるところによる。	300万円以内 50%	—	商工組合中央金庫		

■一部融資を除き、融資対象として中小規模の「NPO法人(特定非営利活動法人)」も利用できます。 【利用できない融資・・・(4)小規模企業振興資金、(8)中小企業開業資金】

## ◆ お申込みに必要な書類 ◆

- ・借入申込書（制度により申込書が異なります）
- ・市税の納税証明書（新潟市制度用）  
発行場所・・・証明書は市税事務所市民税課、各税務センター及び各出張所のほか、新潟市ウェブサイト内「電子申請・届出の総合窓口」からも取得手続きが可能。  
注意事項・・・申請時に未納がないことの証明です。申請日の直近の有効な証明書を提出してください。
- ※税納付後、おおむね 30 日以内に証明を受ける場合は、領収証書（口座振替の場合は、引落しが記帳された通帳）を持参のうえ市税事務所市民税課、各税務センター及び各出張所で申請してください。
- ・設備資金として利用の場合は、見積書等の写し
- ・委任状（金融機関等が代理で手続きをする場合は委任状が必要です。）
- ・添付書類（同日申請時の重複する添付書類は兼用できますが、申請日が異なる場合は、それぞれ原本が必要。）
- ・その他制度によって、個別に必要な書類があります。

## ◆ 非対象業種の主なもの ◆

農業、林業、漁業、風俗営業飲食業、金融業、娯楽業、取立業、土地売買業（投機目的）、宗教、その他の政治・経済・文化団体など

※ 農業、林業等で一部対象となる場合がありますので、商業振興課へお問い合わせください。

## ◆ 利用にあたりご注意いただきたいこと ◆

- 運転資金と設備資金を合わせて申込みする場合は、運転資金の期間での取り扱いとなります。
- 設備資金については、市内に設置する設備に限ります。
- 無担保無保証人融資は、原則他の制度融資との併用はできません。
- 夏期・年末資金は、全額償還後でなければ次の融資は受けられません。
- 追加融資は、その制度の貸付限度額と元金残高との差額の範囲内の利用になります。
- 保証料補助及び利子補給の対象を目的とした融資の分割はできません。
- 融資実行においては、金融機関の審査があります。
- 各制度の詳細については、金融機関へ配布済みの「新潟市融資制度利用の手引き」をご確認ください。
- 事業を始めて 1 年未満の方や市税に未納がある方は各区役所産業振興担当課へお問い合わせください。

## ◆ 受付・相談窓口 ◆

### 【各区役所産業振興担当課】※ 2

○ 北区役所	産業振興課	025-387-1356
○ 東区役所	地域課（産業文化振興室）	025-250-2170
○ 中央区役所	地域課（産業振興室）	025-223-7054
○ 江南区役所	産業振興課	025-382-4809
○ 秋葉区役所	産業振興課	0250-25-5689
○ 南区役所	産業振興課	025-372-6507
○ 西区役所	農政商工課	025-264-7630
○ 西蒲区役所	産業観光課	0256-72-8407

### 【各商工会議所・商工会】※ 3

○ 新潟商工会議所	中小企業振興部	025-290-4411
○ 新潟商工会議所	北新潟支所	025-258-3841
○ 新津商工会議所		0250-22-0121
○ 亀田商工会議所		025-382-5111

○ 豊栄商工会	025-387-2264
○ 酒屋町商工会	025-280-2240
○ 横越商工会	025-385-2773
○ 小須戸商工会	0250-38-2560
○ 白根商工会	025-373-4181
○ 味方商工会	025-372-3535
○ 月潟商工会	025-375-2405
○ 新潟西商工会	025-262-2316
○ 赤塚商工会	025-239-2315
○ 黒埼商工会	025-377-3155
○ 岩室商工会	0256-82-3209
○ 巻商工会	0256-72-2026
○ 西川商工会	0256-88-3646
○ 潟東商工会	0256-86-2129
○ 中之口商工会	025-375-4181

## ◆ 創業・経営相談はこちらへ ◆

### 新潟 IPC 財団 ビジネス支援センター

中央区西堀通 6-866 NEXT21 12F  
電話：025-226-0550

▼ 創業を希望される方や、経営課題をお持ちの方の相談窓口です。

▼ 原則、月～金曜日に開設していますので、お電話でご予約をお願いいたします。詳しくはウェブサイトです。 [検索](#) → 「新潟 IPC 財団」

### 新潟県信用保証協会 保証総括課

中央区川岸町 1-47-1 中小企業会館 4F  
電話：025-267-1312

▼ 公的保証機関として円滑な事業資金の調達をサポートしています。

▼ 創業計画の策定支援、資金繰り、設備投資等のご相談や金融取引のアドバイス、簡易財務診断サービス、低利な公的制度融資のご照会等にも応じています。

## ◆ セーフティネット保証認定の手続き ◆

- 新潟市内に本店（個人事業主は主たる開業地）所在地のある方で、セーフティネット保証（中小企業信用保険法第 2 条第 5 項各号及び第 6 項）に規定する「特定中小企業者」であることの認定を受ける場合は、新潟市長の認定が必要です。
- ※ 注意：第 5 号（全国的に業況の悪化している業種）の指定業種は、定期的に見直しされますので、ご注意ください。  
総務省のウェブサイトでも業種（日本標準産業分類）の確認ができます。
- 認定申請書に記載された数値を確認することのできる書類（試算表、損益計算書、決算書など）等をお持ちのうえ、各区役所担当課へ申請してください。認定申請書は各区役所担当課又は市のウェブサイトより取得できます。

## ◆ 責任共有制度 ◆

平成 19 年 10 月から、信用保証協会保証付融資は、一部の保証を除いて金融機関が融資額の 20% を保証する「責任共有制度」が導入されました。これにより、地方産業育成資金のみ借入者が利用される保証により利率が異なります。なお、同制度の対象外となる主な保証として、創業関連保証や経営安定関連保証の一部などがあります。